

大情審答申第 436 号
平成 29 年 9 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長から平成28年6月24日付け大市民第381号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が、平成28年2月8日付け大市民第1124号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成28年1月25日、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、「大阪市が住民基本台帳法12条3『本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付』にて請求のあった全件数がわかる文書。ならびに全請求のうち交付決定件数、交付しない決定件数、本人等以外の者の申出の特定事務受任者の属性別の交付件数がわかる書類。属性別の交付件数がわかる書類が不存在の場合、弁護士からの請求により、住民基本台帳法第12条の3における本人等以外の者に住民票等の写しを交付した件数、と交付しなかった件数がわかるもの。平成26年度、平成27年度分」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第10条第2項に基づき本件決定を行った。

記

請求の対象とされている情報を記録した公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 28 年 2 月 16 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成 28 年 2 月 15 日、職員〇〇から異議申立人に対して、「数えれば可能です。」と電話連絡があった。
- 2 「数えれば可能」であれば、当然に数えて異議申立人に公開すべきところ、合理的な理由もなく、安易に「非公開」とした。
- 3 したがって、明らかに不存在ではなく、職員〇〇の「怠慢による」と明確な理由を付した上で「非公開」とすべきである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）第 12 条の 3 による住民票の写し等の交付について

住基法では、住民票の写しや住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付について、本人等及び国又は地方公共団体の機関からの請求ほか、第三者請求として、本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付が定められており、住基法第 12 条の 3 では、第三者請求として住民票の写し等を請求できる者やその申請方法について規定している。具体的には、同条第 1 項において、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者（同項第 1 号）、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者（同項第 2 号）及びこれらの者のほか住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者（同項第 3 号）は、住民票の写し等を請求することができると規定している。また、同条第 2 項において、受任している事件又は事務の依頼者が同条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる者に該当することを理由として、特定事務受任者は住民票の写し等を請求することができると規定している。

さらに、同条第 3 項において、特定事務受任者とは、弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう旨を規定している。

- 2 本件文書について

本件文書は、平成 26 年度及び平成 27 年度に受け付けた住基法第 12 条の 3 の規定に基づく請求に関する次の文書である。

- (1) 「本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付」に係る請求があった件数を示す文書
- (2) 上記(1)の内訳として請求者に交付した件数及び交付しなかった件数を示す文書
- (3) 本人等以外の者の交付請求件数のうち、特定事務受任者の属性別の件数を示す文書
- (4) 上記(3)が不存在の場合は、弁護士からの請求により交付した件数及び交付しなかった件数を示す文書

3 本件決定を行った理由

(1) 住民票の写し等交付の統計資料について

本市では、住民票による住民基本台帳の移動状況及び利用状況を明らかにすることを目的とした住民基本台帳関係年報の処理として「住民基本台帳関係年報報告要領（平成 25 年総行住第 27 号総務省自治行政局長から通知）」に基づき、大阪府あてに住民票関係事務処理状況等の報告を毎年行っている。この報告を行うにあたり、実施機関は区役所から住民票の写し等の交付件数の報告を受けているため、これらの件数については把握している。

しかしながら、本人等請求、本人等以外の者からの請求、特定事務受任者からの請求等、請求者の区分ごとの交付件数については把握しておらず、本件文書は作成していないため、本件決定を行った。

(2) 情報提供の実施について

本件請求時点では、本件文書は存在しない以上、本件決定を行わざるを得なかったが、本件請求において求められている情報は、区役所等において保管している住民票の写し等の請求書を 1 件ずつ確認し、件数を数えれば、情報収集作業に時間を要するものの、情報提供が可能であったことから、異議申立人にその旨を電話で伝えた。

その結果、異議申立人との間で、特定事務受任者の属性については、弁護士に絞り込むことや、住民票の写し等にかかる月別交付件数については、平成 27 年 4 月から 6 月とすることについて合意を得た。

そこで、次のとおり情報提供を行った。

ア 平成 28 年 3 月 31 日付け情報提供

平成 26 年度及び平成 27 年度における弁護士からの住民票の写しの職務上請求に対して不交付決定を行った件数

イ 平成 28 年 5 月 30 日付け情報提供

(ア) 平成 27 年 4 月から 6 月における住民票の写し月別交付件数

(イ) 平成 27 年 4 月から 6 月における住民票の写し月別交付件数のうち、弁護士からの職務上請求における月別発行件数

- (3) 以上の理由により、本件決定に係る実施機関の判断は、適正かつ公正であるものと思料する。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、実施機関が本件文書を作成しなかったことを不服として争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書を作成していないことを理由となされた本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 当審査会において、大阪府への住民票関係事務処理状況等の報告に係る事務について実施機関に確認したところ次のとおりであった。

ア 住民票の写し等については、住民基本台帳等事務システム（以下「住基システム」という。）において作成しており、住民票の写し等を作成するたびに住基システムのデータベースに作成履歴が記録される。

イ 各区役所においては、日ごとの作成履歴を集計した日計表を住基システムから出力し、住民票の写し等の作成件数を把握している。ただし、日計表はすべての作成履歴を集計することから、ミスプリント等の不要な件数についても含まれるため、それらの不要な件数を差し引いた上で、実際に交付した件数を確定させている。

ウ 各区役所は、市民局総務部総務課（住民情報グループ）へ日計表を基に作成された年計を提出する。

(2) また、実施機関によると、住基システムのデータベースに記録される作成履歴とは、住民票の写し等の発行日時、発行場所、証明書の種別、請求対象者の情報等であり、本人等請求、本人等以外からの請求、特定事務受任者からの請求等、請求者の区分に係る情報は記録されないとのことであった。

(3) 以上を踏まえると、大阪府への住民票関係事務処理状況等の報告に係る事務において本件文書を作成すべきこととはなっておらず、また、住民票の写し等の請求者の区分に係る情報を記録していないことから本件文書を作成していないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 坂本団、委員 玉田裕子、委員 村田尚紀

(参考) 答申に至る経過

平成 28 年度諮問受理第 11 号

年 月 日	経 過
平成 28 年 6 月 24 日	諮問
平成 28 年 9 月 12 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 28 年 10 月 25 日	異議申立人から意見書の提出
平成 28 年 12 月 5 日	審議 (論点整理)
平成 28 年 12 月 26 日	審議 (論点整理)
平成 29 年 3 月 6 日	異議申立人意見陳述
平成 29 年 5 月 25 日	審議 (答申案)
平成 29 年 6 月 22 日	審議 (答申案)
平成 29 年 9 月 1 日	答申